

燕市国民健康保険条例の一部改正について

燕市国民健康保険条例（平成18年燕市条例第127号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険条例(平成18年燕市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「44万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を加算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに出生した被保険者に係る燕市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出生育児一時金の額については、なお従前の例による。